

法隆寺大鏡



第三集

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



法隆寺大鏡第三集挿圖解說

第一、孔雀明王像

全圖及原寸大部分圖

高さ三尺八寸七分

孔雀明王像は新古ともに遺存するもの甚だ尠く、有れば必ず名品たるに値す。京都の智積院仁和寺及び横濱原氏の藏弃と、本寺の此像との四本は、實に現存せる限のものにして又天下の絶品たり、四本各其畫風を異にし、原氏のは藤原時代の莊嚴術の粹を凝らせるものたること、一見直に首肯せられ、仁和寺本は寫生風の孔雀美しく彩られ、南宋末若くは元初の作たること、また疑を容るべき餘地なしと思はる。智積院本と此像とは、其年代を断ぜんこと容易の業にあらず、彼は幽暗峻烈の感に満ち、是は沉著莊重の趣致に富む、四本の特色は則ち名畫として價値の存する所にして、其の優劣を軽輕すること能はざれども、智積院本と此像とは總ての佛畫中に在りて、其の類例を見出しえざる程、人を疑惑に導くの特色を有す、試に不空譯の同像壇場儀軌をとりて、四本と對照すれば、三本皆眞正面手相并に持物は三本また大同小異にして、唯仁和寺のみ六臂を有し、他の四臂にして軌と合一するとは、悉く其擧を異にす、これ後世別途の儀軌に據れるものと見るの外無く、其儀軌の傳存如何は、手相并に持物は三本また大同小異にして、唯仁和寺のみ六臂を有し、他の四臂にして軌と合一するとは、悉く其擧を異にす、これ後世別途の儀軌に據れるものと見るの外無く、其儀軌の傳存如何は、今致般の途を絶し、永へに立證の法を釋ねべき問題の畫像たり、此に於てか四本の特徴は皆に畫風のみに止らず、延いて密教儀相の問題に觸著し、名畫たる以外更に参考史料たるの價値を有するものた

卷之三

卷之三

等によりて推せば此像或は有唐將來の底本によりて、直に邦人の手に移寫せられたるにあらざるか、智證將來の原本は釋迦べくもなし、此像獨り其當時の餘影を存するにあらざるか、四隅の寶瓶に挿める三莖蓮花は、他本皆三鉢形と化せり、これまた原始の圖様を語るものにあらざるか、像は白繪輕衣をつけ、四臂、右邊第一手は開敷蓮花を執り、第二手俱緣果を持つ、右邊第一手心^心に當て、吉祥果を持ち、第二手三莖の孔雀尾をとる、皆軌に説く所の如し、孔雀尾は又五莖なるをも許せり、原氏の藏本は即ち五莖尾をとる、俱緣果は即ち枸櫞、本草和名に加布知、形枯に似たりといへるものか、吉祥果は柘榴の類か、原氏本には其の形に畫けり、像は息災増益を祈願し若くは新雨法の本尊として拜がまる。

第二、觀勒僧正像

正面侧面背面近圖

丈二尺九寸二分

像相傳へて云ふ推古天皇十年十月來朝せる百濟の人觀勒法師の像と、法師は聖德太子と宿世師弟の契縁ありしとて、一時の尊崇朝野に重く、遂に僧正位を承くるの嚆矢となれり、其相貌の刻せられて本寺に安置せらるゝは追遠景慕の意に出でたりとは云へ、本寺の古記毫も之を徵すべきなく、觀勒堂とて聖靈殿の側なる祠宇も其由緒を繹ぬべきなし、僧正獨り堂宇を専らにするあらば、行信僧都の如き本寺の再興に功績あるのは、更に廟宇の輪奐たるが存すべき筈なり、僧都は夢殿に救世觀音の外護者として、道詮律師と並び配せられ、

を推すの外無かるべし。

二九八

慈法師さへも僧に聖靈廟に配祀せらるゝに過ぎざれば、觀音作正如何に僧正の榮位を辱うしたりとは云へ、獨り儼然として其祠宇を擅にするを得べけんや、像今所謂堂宇より轉じて大講堂の中に在り、或は其相貌に老僧菩薩と認めらるゝ外、別に個性的特徴を存する無く、態度また特殊の儀容を表せざるを以て、古くは聖僧文殊若しくは賓頭盧尊者として造られたる者、後に誤つて觀音僧正に附會せられしにあらざるか、古今目錄抄には西圓堂に賓頭盧あるを説けど、今之を見るなし、此像或は當時同堂内に存せしにあらざるか、疑惑の雲俄に解くよしなしとせば、之を獨立の祠廟に安置せんよりは、寧ろ大講堂に配祀するを以て適當なりと思はる、像殆ど一木彫成、肢體に較び寄木を用ふるに過ぎず、元と全面彩色模様ありしこと、僅に其袈裟に残れる餘影に於てトするを得、彫法は一木像に特有なる高低凹凸の替代したる謹嚴の趣致を表し、坐形に悠揚安定の感を與へん爲に、袈裟に煩瑣の線を避けたる如き、作家細心の工夫を窺ふに足る、寺内の彫像千差萬別なりと云へども、木造半背像風の彫刻は唯此像を推すの外無かるべし。

第三、攝菩薩形像

正西側面背面三圖
丈一尺三寸二分

第二集に出せる五重塔内群聚攝像の一なり、塔内には佛菩薩人天各種の形相ありて、搏埴の技に其の妙を嘗へども、端嚴殊妙、尤も人目を惹くは菩薩形を以て第一とす、これ重ねて此像を現はす所以なり、

萬葉

圖は中門の前に立つて、法隆寺の正門たる南大門を中心とし、大路を挟みて坊舍院宇の存在を示せる者、即ち主要伽藍の區域を離れて朝夕此處に勤仕する住僧の僧坊を現はせるなり、其隆替の差因より七大寺當時の面目を彷彿すべくもあらざれど、矚目せる光景の區劃に至つては、蓋甚だしき損益なかるべし、圖の右古松の高く屏外に蟠屈する處、屋宇の隱見するは即ちもと地藏院及西園院の故址にして、今は本寺の事務所に當てらる、圖には見えざれど之に續きて新堂あり、渺たる小持佛堂に過ぎざれど、鎌倉建築として浦酒の致を極め、中に藤原彫刻の本尊并に四天王を安置す、圖の左、門に近く威徳坊あり次て明王院あり、其名既に法相宗には縁遠くして真言の臭味を帶ぶ、最後に屋宇の高顯するを護摩堂となす、此に至つて法大師を脇壇に配侍す、今は護摩の煙立ち上らず、阿吽に押拶む歎數の音も聞えざれど、前に聖靈殿の條に云へる如く、佛壇の構造無倉時代既に密教化せられたるを證せしが、此等の堂宇と安置の諸像とに由りて、影は形と現はれ秘密は事實と説明せられたり、弘法大師像は胎内に應安八年三月造立の銘あり、本寺の佛師慶秀舜慶等に從ひし由を記し、もとの同堂の本尊は此像なりしことを知るを得二童子像また康暦二年卯月安置の銘を有し、同じき舜慶これを刻し舜現房清玄彩色せるよしを明記せり、此の如きは益々以て密教化の本代を確実し得て、寺運と其閱歷とを記録以外に指示するのみならず

第五
七重節度

佛教藝術の史上に缺漏せる資料を語るものと云ふべし、堂の建立は天正十三年頃と云へど、修補の痕は多かりなん、唯應安康暦の舊物を存せざるを遺憾とす、幸に南大門は永享十一年の再建に係り、今に舊觀を改めず、其主要斗拱間に更に二ヶ斗を用ふるの手法は、河内國觀心寺の本堂と相並びて、我が古建築の雙美たり、左右の僧坊院宇皆代謝して往時の光景庶幾し難き間に在りて、本門獨り舊容を存するは、これ即ち法隆寺の法隆寺たる所以にして、勅願官祿の盛時を偲ぶべからずとするも、他の七大寺若くは十大寺の多くは廢殘に瀕せる現況と對照して、斑鳩山の法運尙幸に人天の加護を得て、威靈の自ら他と相異なるものあるを證するにあらずや、調は局部に過ぎず、說いてまだ盡さざるありと雖、之を熟視默考すれば、無量の感慨湧き來つて極まる所を知らず。

二〇

第五、七重節塔 高一尺五寸八分

第四 南大門西側

も、法隆寺の所蔵ありてこそ始めて之を的實に證しうるなれ、これ無くば塔形も陀羅尼も何によりてか致ふるを得べき、塔は輒體細工にして節重の部は檜を用ひ、上の相輪は水木犀^{ミツコ}或は桂を用ひ、これ相輪部の精細なる手工は特に堅實なる材料を要するを以ての故なり此三重小塔の中に節塔とて或る滿位の數に當れるときに特に大きくなれるものあり、今は十萬節塔と稱する十三重塔一基、又一萬節塔と稱する七重塔一基を存す、七重塔は圖に示す如く相輪と下部と一木より成り、手法全く三重塔と相異り、殊に相輪の底下に寶瓶形を出せるは、邁古の塔製を徵すべき唯一の資料たり、三重小塔は先天汎く江湖に頽たれ、人皆其様式を知悉するならんも、七重塔十三重塔は今國寶として尊重せられ、聞見いまだ廣からざるべし、即ち其

第六 卸物 水瓶

卷一

銅製、蓋あり其口を蔽ふ、同種のもの九個あり、彌勒佛水瓶などの墨書あるに由りて推せば、其所用本尊の名を記して混亂に備へたるものか、其製皆奈良朝を降らざるべく、墨書既に近古の體にあらず、水瓶としては當に選品中第一のものたり。

第八、御物 木彫伎樂面 面堅九寸五分
同幅六寸五分

寫入、御物 木彫支樂面

高九寸五分

奈良朝伎樂に使用せら
能はず、綱封藏内には

第十、御物 石胴羯鼓

御物 石胴羯鼓

第九、御物 柄香爐

正二三

火會高二寸六分 同徑五寸五分五厘 通底徑二寸五分五厘
總長一尺一寸八分五厘 柄頭高三寸

を茲に集中す、伎巧の末に駄

中す、俊巧の末に馳せ乍して、

第十 德物 不厭其細

長一尺一寸徑九寸闊腮二尺四分

胴は赤地の彩色もて繪り、上に獅子牡丹の圖を畫かく。其兩端には
黒圓をつくり、金箔もて玉縁形を押す。唐土の制、凡樂器の飾に赤
色を尚べる故實これに由りても徵すべし。調緒は弓弦の如く強靱無
比、其胴の石造なると能く似通へり。羯鼓の稱もと外夷戎羯の鼓な
るに基づく、其骨太簇を主とし、焦殺促急の調に長ずと云ふ。唐代
大燕會あれば則ち十部の伎を庭に設くるを例とし、中について羯鼓
を用ふるは第六龜茲伎と第八疏勒伎なり。龜茲疏勒皆西方の外夷、
戎羯の境たり、其樂に此器の使用せらるゝ當然なるを知るべし。玄
宗之世好み其技に長ぜしと傳へらる、唐代伎樂の我國に傳存せられ

の
我

は第六鶴茲伎と第八疏勒伎な

ミ伎と第八疏勒伎なり、

第十 德物 不朋美義

長一尺一寸徑九寸闊腮二尺四分

尚文集

尚文集

身の處に於ける事無く、其の事は「御物」の如きである。但貴重なる御物の御用意をされ、且つ大才を發揮する如火輪鏡、火る御水瓶、奈良開拓鏡の如きが是なり。

第六、職事 本朝古樂面

原寸、職事 夾縫貯樂面

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第七、職事 水瓶

原寸

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第八、職事 夾縫貯樂面

原寸、職事 夾縫貯樂面

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第九、職事 水瓶

原寸

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十、職事 本朝古樂面

原寸、職事 夾縫貯樂面

たるは、證費の事實多々なりと雖、かゝる古器の遺存はまた之を確實にするのみならず、彼に絶えたるを我に於て明らかにすべき無二の遺寶と稱すべきなり。

第十一、御物 五鉢鉢 鋸三鉢

原寸大

鉢は白銅、鋸三鉢は鍍金なり、鋸は平安朝初期の作に係り、其精妙恐らく天下の逸品ならん、三鉢は野山の飛行三鉢と相并びて無雙の珍たり、これを空海の所持と傳ふるも時代に於て相違なかるべく、殆ど同作たるかの感あり、鉢は當に二品に一籌を輸すべく、時代また少しく降れる如し。

第十二、御物 光仁天皇永宣旨印

原寸大

鉢は白銅、鋸三鉢は鍍金なり、また奈良朝古印の一なり、本朝古銅印の存するもの社寺并に國都に關するを多しとすれども、一寺にして數顆を藏せしは獨り法隆寺のあるのみ。

第十三、御物 續纈

原寸

綱纈とは即ち平紹を處々括り絞りて染液に浸せしもの、其括約せられたる部分は則ち其浸染を免かれて、之を解けば自ら斑紋となつて現はる、奈良朝時代に蘿編夾縫と相并びて花章染出の三手法たり、即ち後世の斑ら染鹿子紋の本源なり。

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十四、御物 光仁天皇永宣旨印

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十五、御物 續纈

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十六、御物 光仁天皇永宣旨印

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十七、御物 續纈

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十八、御物 光仁天皇永宣旨印

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第十九、御物 續纈

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第二十、御物 續纈

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第二十一、御物 續纈

原寸大

本道も「アリヤ御物」の如きなり。此種者奈良時を有するが、其背後が弘古の體にあらず、不吉ある由もアリ。其源は本尊の名を取る事無く、御水瓶の如きである。

第二十二、御物 續纈

原寸大



210 像王明雀孔色着本相



二四 像于明窟北色着木相

德清縣志



明像坐正僧勒頭色香木堂請人



大講堂形音色觀勒僧正坐像

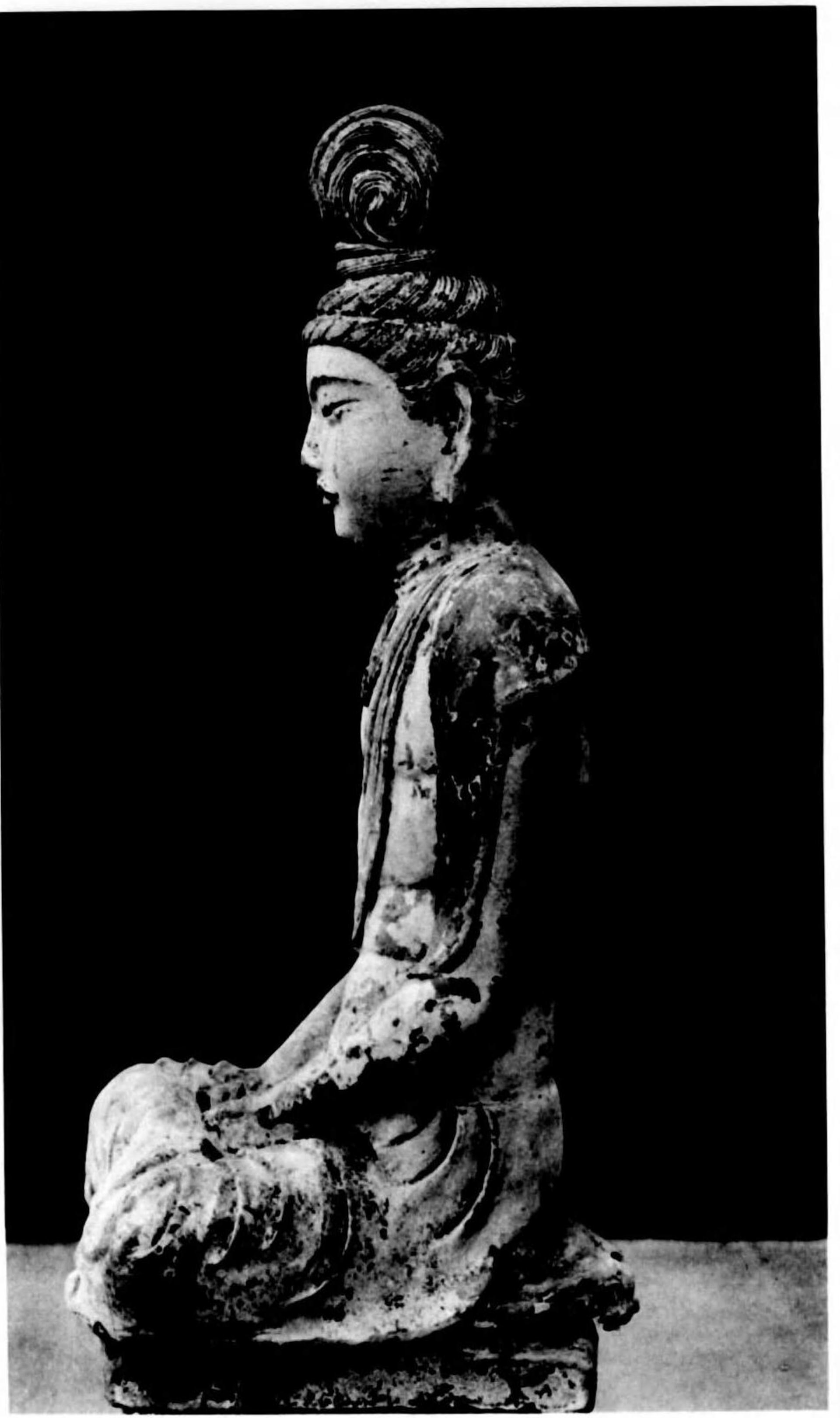


三九 像坐正僧勒觀色着彫木堂講大



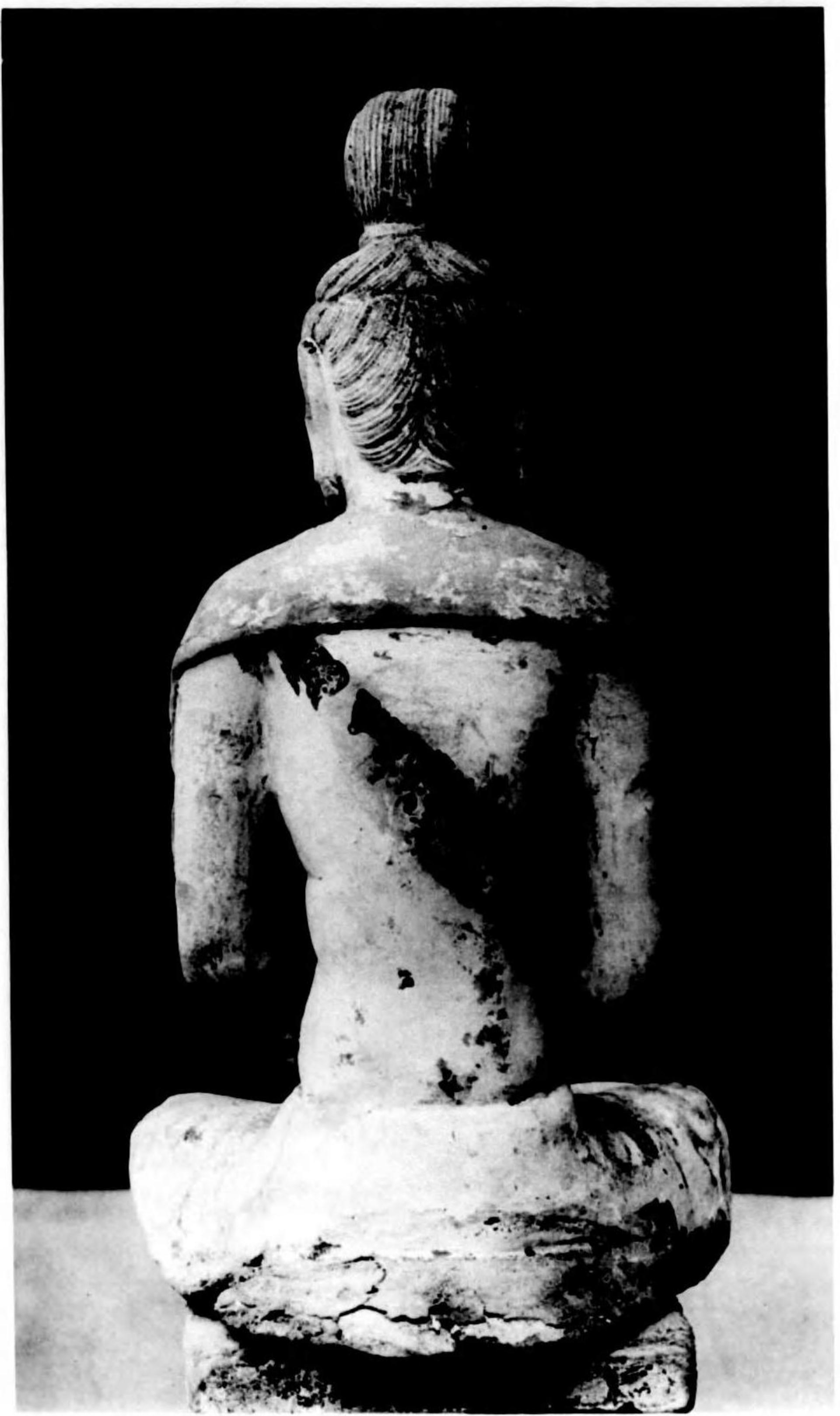


一九 僧坐形菩薩塔重五



五重塔基座

三九 像坐形菩薩塔重五



造像坐形菩薩塔重五

三〇 像坐形菩薩塔重五

香山勝景



香山勝景



塔 節 百 藏 片 刻

藏片刻



瓶水銅物御

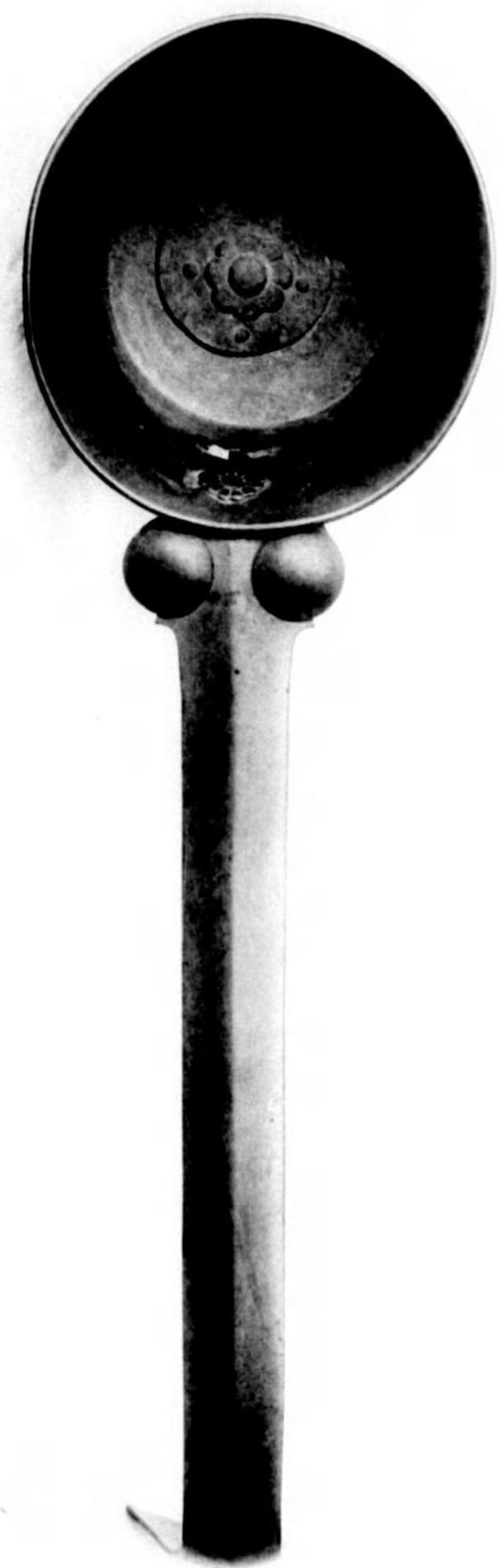


面樂伎館夾物御



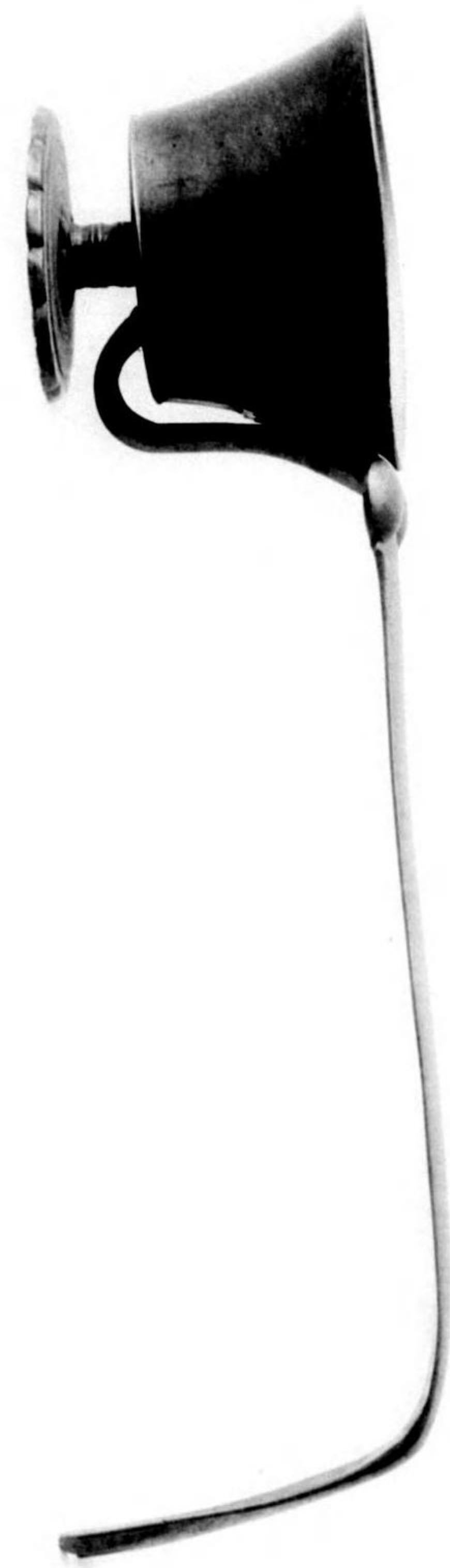
面樂伎形木物御

尚書



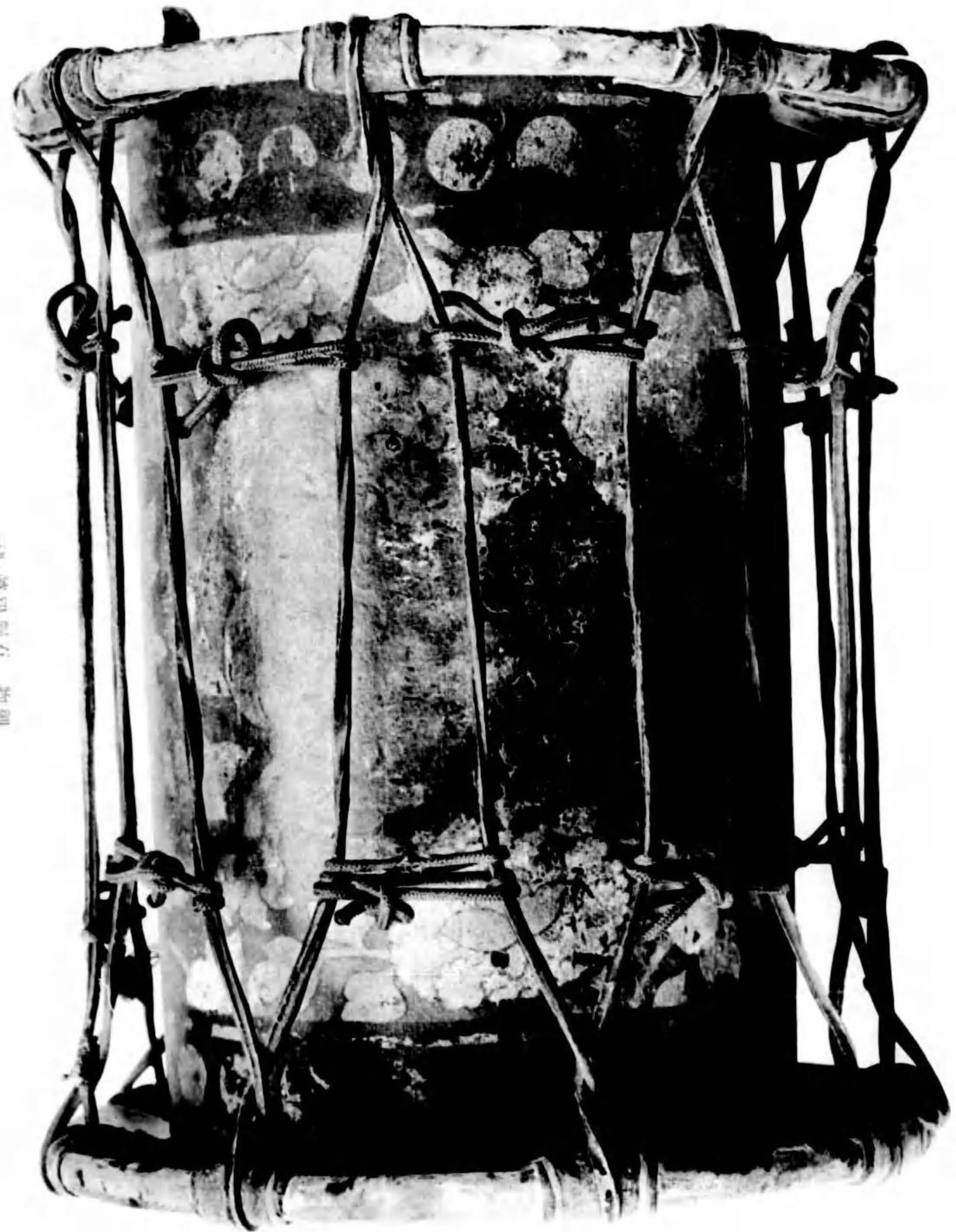
--- 11 銀香料盒蓋用所御王冕人青山傳 物印

卷之三



(三) 鎏金銅用所用
元人書山傳
物記

新
唐
書





31. 鎏金刻花一物鏡

新編
古今圖書集成

寶鏡



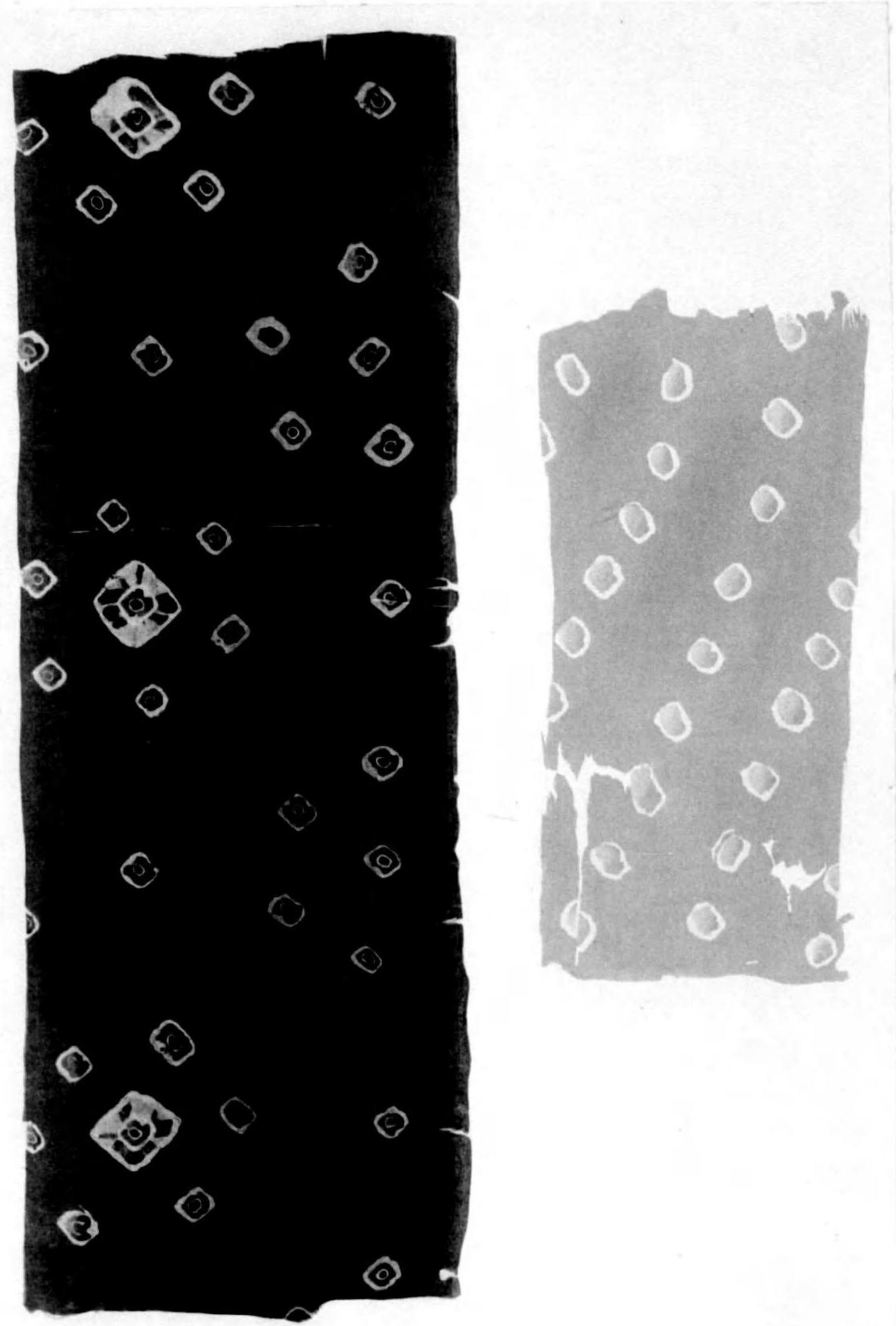
卷三 [四] 中鋤金鏡 在鑄五物白 物錄

奇
瑞
此
印



印信官承平御史天子光傳 物印

荷葉形墨



荷葉形墨

大正三年一月廿六日印刷

大正三年一月廿九日發行

(第三集二十枚)

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 白石村治

東京市下谷區上根岸町一二二番地

印刷者 武田勝之助

東京市下谷區中根岸町六九番地

發行所 墨彩堂

東京市下谷區中根岸町六九番地

終

